

調整給付金（不足額給付分）支給確認書の見方・書き方

この確認書が返送（提出）された方から給付手続きを行います。

1 枚目

返送（提出）期限は
10月10日です。

あなたの給付金額

令和6年度調整給付金と
確定した給付金の差額が
不足額給付金です

給付金を受け取らない
意志のある方

基本的には算定後の給付金
該当者に通知していますが
ご自身で心当たりがある場合
に限り項目に✓してください

給付金が振り込まれる
口座をご確認ください

この欄が空欄の方、
変更したい方は必ず裏面に
口座を記入してください
▶ あなたの R6 所得税、住民税
昨年度の調整給付金等を
基に算定されています

必ず記入

上記の内容をご確認いただきましたら、氏名、確認日、電話番号（連絡のとれる）を記入してください。

振込口座の届出、または変更がある方は、裏面へ口座を（明確に）記入してください。

振込口座の届出、変更が
必要な方

金融機関、支店
記号、口座番号
名義のカナ（通帳のとおり）
明確に記入してください

ここに記入した口座の確認
できる通帳の写し等を
必ず添付してください

やむを得ない事由で
代理人が確認、受給する場合

提出書類を
今一度ご確認ください

添付書類は
「本人確認書類等貼付用紙」
へ、貼り付けて提出して
ください

〒731-1595

広島県広島市北広島町有田 1234 番地

令和 7 年 8 月

北広島 花子 様

北広島町長
箕野 博司

調整給付金(不足額給付分)※ 支給確認書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)※の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

【 調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に申請した方(世帯主・個人住民税所得割の算定対象となる方に付られなかった(一)調整額加算額が、令和6年度の推計所得税額又は令和6年度の個人住民税所得割額を上回った方に限し、調整額加算額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げ算定した給付金に該当するものとします。】

令和6年の所得税(実額課税)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

※返送の、以下のとおり給付金交付期があります。

返送(提出)期限:令和7年10月10日

支給方法	口座振込	支給日	確認書を受理した日から概ね1ヶ月
支給口座	普通 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		支店
支給額	2万円	※空欄の場合は、裏面で振込口座を選択してください。	

(1) 調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

令和7年の所要額		令和7年の所要額(④)	
令和6年度分 所得税分の 控除不足額(①)	令和6年度分 住民税所得割の 控除不足額(②)	控除不足額 計(③) (①)+(②)	令和7年の所要額(④) (③を1万円単位に切り上げ)
73,000 円	10,000 円	83,000 円	9 万円

注「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。

支給額	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年)	調整給付金(不足額給付分) 支給額
令和7年の 所要額(④)	9万円	7万円 = 2万円

【 調整給付金(当初給付分)の受給記録があった場合は、「支給所要額」を記載しています。】

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書 などの)を写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)に○を入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【 重要事項・確認事項 】 ※該当する方のみ
重要な内容の虚偽の申告をした場合は返還を求められ、不正受給として詐欺罪に関与する場合があります。

□ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません
※上記は、令和6年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック(○)してください

□ 令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみの課税)となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正(非課税→課税)がありました。

□ 調整給付金(不足額給付分)の支給対象とならない場合があります。

□ 添付している資料以外に収入を認める書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
----	-----	----------	---------

表面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座の届け出または変更 (正確に記入してください)

表面上部の口座欄が正確の場合、別の口座への振込みを希望する場合は、□にしを入れてください。

☐ 下記の口座への振込みを希望します。
(通帳等の写しと2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください)
長期出入金のない口座を記入しない/でください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
銀行 と金融 機関 と連携 口座	本支店 と金融 機関 と連携 口座	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳番号 (6桁目以上空白は 0で記入してください)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行に連関のない場合は、ゆうちょ通帳の見出しに「ゆうちょ」がキャッシュカード等に記載された場合をご記入下さい。	1	0	

(注)金融機関の口座がない方、金融機関から申し渡された場所に居住している方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、
近畿地方税務 税務所所係(0929-72-7251)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 女	年 月 日	電話 ()

上記の者を代理人と認め、償還給付金(不足額給付分)の
☐ 確認・請求
☐ 受給
☐ 確認・請求及び受給
を委任します。
※ 任意代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

本人氏名

署名

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書』
※ 必要事項をご記入ください。
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(一枚目表面)
☐ 振込口座(一枚目表面(一枚目表面の口座欄が空欄の場合などに記入))

☐ 『本人(代理人) 確認書類の写し(コピー)』
※ 確認書の運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード(表面)・年金手帳・介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ (2) 給付金の振込先口座の届け出または変更の該当者は必ず添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー) など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認
できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『該当者のみ』[源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)]
※ 表裏記載の数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値が
わかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

調整給付金（不足額給付分）支給確認書とともに、必ず提出してください。
（書類に不備があると給付手続きの審査ができません）

2 枚目

必ず添付



口座確認のため
金融機関、支店名
通帳等の記号、口座番号
名義のカナが確認できる
部分のコピーを添付して
ください。

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類（必須）

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（顔写真）、住民票簿、公印申請証、パスポート等の写しを貼付してください。
※代理による場合は、本人の同意書（捺印）と代理人の印鑑を貼付してください。

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

一枚目表面上部の支給口座欄が空欄の方（①給付金の振込先口座の届け出または変更の該当の方は、記入口座、カナ、番号等を写す必要はありません）等の写しを添付してください。



口座の届出または
変更する方は
必ず添付

この部分は
明らかに相違のある方のみ
該当になります。

「重要な相違がある等、該当のある方のみ」

源泉徴収票や確定申告書などの写し

【この度の定額減税調整給付金（不足額給付）】

昨年（R6）度の定額減税調整給付金（調整給付）は、令和5年分所得を基とした令和6年分推計所得税と令和6年度個人住民税所得割額を基に算定されました。（定額減税額よりも課税額が少なかった方へ差額を1万円単位で給付）（推計所得税、住民税所得割額が0円の方は対象外）

令和6年分所得、所得控除、税額控除等が確定した数値（令和7年度個人住民税課税資料）を基に再度算定した結果、令和6年度の定額減税調整給付金（調整給付）と、本来の令和6年度の定額減税調整給付金とに差額があった方が、今回の「不足額給付」の対象者となります。

お問い合わせ
〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地
北広島町役場 税務課 所得係
電話 0826-72-7351 （平日 8：30～17：15）